

「海技士」「水先人」

船舶の運航、安全な着岸に必要な不可欠な資格！

「海技士」「水先人」になるには？

周囲を海に囲まれた日本にとって、船舶は物資や人を運ぶ重要な手段です。それだけに、船舶の乗組員にはおのの持ち場にふさわしい能力が求められます。海技士資格は、そうした船舶の乗組員のうち、特に重要な役割を担う船舶職員に必要な知識や技術を細かく体系化し、国家資格として定めたものです。一般の方はあまりなじみのない資格ですが、船舶職員にとって必須の「海技士」、そして船長のアドバイザーとして船を目的地まで案内する「水先人」について紹介します。

「海技士」ってどんな仕事？

20トン以上の船舶の職員になるために必要な国際的な船員資格

「海技士は、大型船舶の船舶職員として乗り組むときに、必ず必要な船員資格です」と言われても、一般の方は何となくぼんやりしたイメージしかわかないのではないでしょ

うか。この「大型船舶」とは、総トン数20トン以上の船のことを指します。漁船や貨物船、客船など、どんな船であってもこの大きさを超える船に乗り組む場合には、海技士の資格である「海技免許」を持つていなくてはなりません。また、この免許は国際条約（STCW条約：船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）に基づいた国際的に通用する船員資格です。

そして、船舶にはいろいろな職種の人々が乗り組んでいますが、この中で、船長や航海士、機関長や機関士、通信長や通信士といった、船のさまざまな仕事の責任者を務める人たちが「船舶職員」と呼ばれており、「海技免許」が必要となっています。彼らを補助する役割の人たちは、甲板部員や機関部員と呼ばれており、それぞれ法律で決められています。

職種や航行する海域によって

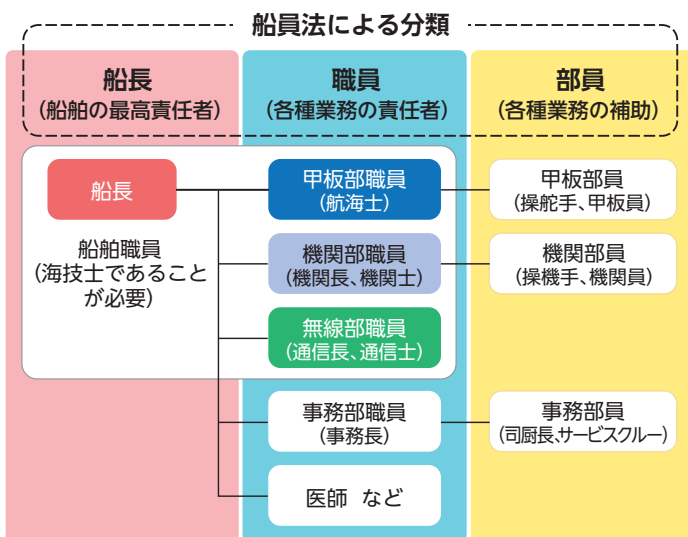
必要な資格が細かく決められている

船舶の航行する区域や大きさによって、必要とされる海技士の資格も細かく決められています。例えば日本沿海を航行する小さな船舶なら

ば、比較的取得の容易な5、6級の海技免許で船長になれますが、遠洋まで航海する総トン数5千トン以上の大型船舶の船長になるには、最上級資格である「1級海技士（航海）」の海技免許が必要です。このように航行海域が広くなり、船舶も大型になるほど、高度な知識や技量が求められるようになっていきます。

海技士の資格

船長、航海士の資格	機関長、機関士の資格	通信長、通信士の資格
1～6級海技士（航海）	1～6級海技士（機関）	1～3級海技士（通信）
		1～4級海技士（電子通信）



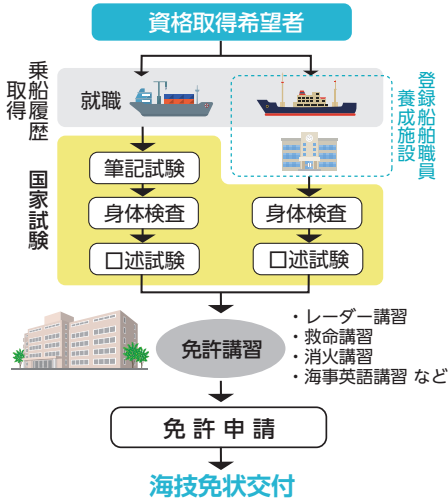
独立行政法人海技教育機構の練習船「銀河丸」ブリッジにおける航海科実習生の実習風景



独立行政法人海技教育機構の練習船「日本丸」エンジンルームにおける機関科実習生の実習風景

「海技士」「水先人」

海技士国家試験の受験から海技免状交付までの流れ



もし皆さんが海技士になって船舶の仕事に就きたいと思つたら、どうすればこの資格を手にすることができるのでしょうか。答えは一つ。「海技士国家試験」に合格することです。

海技士国家試験は、年4回行われる「定期試験」と、必要に応じて実施される「臨時試験」があります。海技士国家試験を受験するためには、3種類ある海技士の資格ごとに必要な乗船履歴が定められており、今まで仕事などで船舶に乗った経験のない人は、受験することはできません。

ただし、独立行政法人海技教育機構や商船系の大学や高等専門学校など国土交通大臣の登録を受けている船舶職員養成施設を卒業すると、在学中に受験に必要な乗船履歴を得られるほか、筆記試験が免除されます。もし中学生、高校生の皆さんで将来は船舶での仕事に就いてみたいと考えている人は、こういった教育機関を進学先に選ぶのもよいでしょう。

「海技士」になるにはどんな方法が？

キャリアに応じて選べる、海技士国家試験合格までの道のり

「水先人」は、港や航路を知りつくしたプロフェッショナル

「水先人」とは、航行が難しい水域や港湾を航行する船舶に乗り込んで、船舶を安全に目的地まで案内する、船長や航海士の頼もしいパートナーです。一言でいえば海上での案内人で、海の世界では「パイロット」と呼ばれています。「パイロット」と聞くと、多くの方が飛行機の操縦士を思い起こすかもしれませんが、実は「パイロット」の語源は、この「水先人」からきています。

船舶を安全に目的地まで案内する重要な任務だけに、水先人の免許を取得するには、必要な乗船経験と3級海技士（航海）以上の海技免許があること、登録水先人養成施設の課程を修了すること、水先人試験に合格することが求められます。免許は1〜3級の3種類と自分が担当する区域（水先区）ごとに分かれています。どんな大きな船でも案内できる1級水先人の免許を取得するには、船長を2年以上



大型船へ乗船。乗船するときは縄梯子や可動式の階段を使うので細心の注意が必要!

水先人の免許制度



(注) 3級→2級、2級→1級に進級するには、おのおの2年間の当該級の水先人経験を得た後、養成施設の修了及び国家試験合格が必要(この場合、養成・試験とも一部は省略・免除)。

「海技士」「水先人」の業務や資格制度の詳細については、国土交通省のホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk10_000006.html

勤めた経験が必要で、一方、3級水先人の免許を取得するには船長経験がなくても、1年以上の乗船経験があれば足り、3級水先人免許の取得後、必要な水先人の経験を得て進級試験を受ければ、2級、1級とステップアップすることもできます。

水先人は、水先区がどうなっているか、常に最新の情報を知らなくては務まりません。このため、原則として5年ごとに講習を受けて免許を更新する必要がある。また、身体検査も毎年受けるよう義務づけられています。



着岸作業の様子